返済不要
給付型
奨学金

公益財団法人砂原児童基金
校外教育スポーツ奨学金事業

平成３１年度 奨学生募集

募集期間｜平成30年12月1日(土)～平成31年1月15日(火)必着

頑張っている子ども達の夢を応援します！
「校外教育スポーツ奨学金」は、塾や習い事等の月謝等に使用できる給付型奨学金です。

校外教育スポーツ奨学金事業とは

養育者や本人の熱意があるにも関わらず、経済的な理由等で学校外教育(学習塾やスポーツ教室等)を十分に受けることができない香川県下の小学生から高校生までの子ども達に対する助成事業として、学校外教育に掛かる費用(月謝、教材費等)を当財団から学習塾等のサービス提供者に支払う返還義務の無い奨学金事業を行います。

対象者

対象者は次の要件全てを満たす者とします。

(1)香川県内の小学校、中学校、高等学校に在学している児童生徒で、養育者や本人の熱意があるにも関わらず、校外教育スポーツ活動への支出が困難であると当財団が認めた者。

(2)児童生徒が属する世帯全員の前年の収入・所得を合計した金額が世帯収入基準額(右表)以下であること。

(3)他の給付型奨学金を受給していない者。

※ 貸与型奨学金や、国、県、市町が行っている給付型奨学金との併用は可能です。

(4)まだ有償の校外教育スポーツ活動を何も行っていない者、又は現在1つだけ行っている校外教育スポーツ活動の継続が困難となった者。

世帯収入基準額表

世帯人数	給与収入の場合(世帯収入合計)	自営業等所得の場合(世帯所得合計)
2人	3,200,000円	2,800,000円
3人	3,850,000円	3,250,000円
4人	4,300,000円	3,700,000円
5人	4,750,000円	4,150,000円
6人	5,200,000円	4,600,000円
7人以上	1人増すごとに45万円加算	

校外教育スポーツの種類

(1)学科学習:塾・予備校など　(2)体験活動:キャンプ・野外活動・社会体験など
(3)スポーツ:空手教室・柔道教室・剣道教室・サッカー教室など　(4)習い事:習字・そろばん教室など

※ 通信教育、自宅でのeラーニングなどに利用はできません。※ 政治・宗教教育、その他当財団が不適当と定めた教育サービスには利用できません。

定員及び奨学金提供額

合計50人以内
小学生:1人月額10,000円上限　中学1，2年生及び高校1，2年生:1人月額15,000円上限
中学3年生及び高校3年生:1人月額20,000円上限

奨学金交付期間

平成31年4月1日(月)～平成32年3月31日(火)まで（原則1年間の給付）
学期末ごとに親子面接にて学業成績証明書及び生活状況報告書を提出していただき継続か否かを判断します。

申請手続きについて

下記の(1)～(4)までの書類全てを財団事務局まで送付してください。
(※状況確認のため、後日(1)～(4)以外の書類の提出をお願いする場合もあります。その場合は財団より連絡いたします。)
なお、同一世帯の兄弟姉妹で申請する場合は(2)(3)(4)の書類は世帯で1部の提出で構いません。

応募期限：平成３１年１月１５日（火）必着

・余裕を持った早めの申請にご協力お願いします。期限を過ぎて到着した書類は受付できません。
・当財団への直接持込による応募は受け付けておりません。郵送にてご応募ください。(切手の料金不足にご注意ください。)

(1)校外教育スポーツ奨学金事業　奨学生申請書
・小学生用(第1号様式)
・新中学1・2年生、新高校1・2年生用(第2号様式)
・新中学3年生、新高校3年生用(第3号様式)
※　申請書は記入例を確認のうえ、漏れなく記入してください。

(2)保護者アンケート(第4号様式)・・・全ての項目に回答してください。

(3)住民票の写し(コピー不可)・・・世帯全員の記載があるもの・2018年10月以降に発行されたもの

(4)住民票に記載の18歳(2018年3月31日時点の年齢)以上の世帯全員分の収入・所得を証明する平成30年度分の課税証明書(平成29年の所得を証明するもの)
平成30年1月1日にお住まいだった市区町が発行する平成30年度分の課税(所得)証明書が必要です。
所得がない場合にも取得してください。

※　住民票と実際の生活実態が異なる場合や生活保護制度を一時的に利用している場合は、申請に係る申立書が必要です。
詳しくは当財団HPの「奨学生募集要項」にてご確認ください。

※　養育者による申請書記入・親子面接出席が困難な場合は、医師・教師・ソーシャルワーカー等による推薦書があれば応募可能です。また、その他に特別な事情がある場合の推薦書も受付します。(推薦書があっても、選考の結果不採用となる可能性もあります。予めご了承ください。)
詳しくは財団事務局までお問合せください。

奨学金交付決定までの流れ

①募集 12月～1月15日 → ②書類審査 1月下旬 → ③親子面接審査 2月初旬～中旬 → ④奨学生決定 2月下旬 → ⑤利用教室決定 3月 → ⑥奨学金交付 4月～

申込み・問合せ先

申請書類は、当財団ＨＰ「各種申請書のダウンロード」からPDF形式でダウンロードできます。ご自宅にパソコンやプリンターが無い場合は、スマートフォンからコンビニのマルチコピー機を利用して印刷する方法もあります。また、当財団へご連絡いただければ申請書類一式をご自宅へ郵送いたします。
（応募書類一式郵送受付：平成31年1月8日火曜日まで）なお、応募書類一式を取りに当財団まで直接お越しいただくことはできませんのでご注意ください。

✉ s-jidou@s-jidoukikin.or.jp　☎ 087-837-2230

●小学生から高校生までの子ども達に対する助成及び自主事業
●児童養護施設等に入所し生活する子ども達に対する助成事業
●子ども達を支援する活動を行う団体への助成事業
●海外からの外国人留学生に対する奨学金事業

公益財団法人 砂原児童基金
〒760-0004　香川県高松市西宝町３丁目６番２２号
TEL：087-837-2230　FAX：087-837-2228
受付時間：月～金曜日9時～18時・土曜日9時～13時
URL：http://s-jidoukikin.or.jp
メールアドレス：s-jidou@s-jidoukikin.or.jp